

休止中の介護保険指定事業者における指定更新について

平成18年4月の介護保険法の改正に伴い、新たに指定の更新制度が導入され、指定居宅サービス事業者・指定居宅介護支援事業者・指定介護予防サービス事業者については、一定期間（6年）毎に、指定の更新を受けなければ、指定の効力を失うこととなりました。

この指定の更新を受けるためには、指定基準等を遵守して適正なサービス提供を行えることが必要です。このため、**休止中の事業所においては、この指定の更新を受けるために、まず、指定基準等を満たした上で、事業の再開の手続きを行う必要があります。**その手続については、下記のとおりとなりますので適切に行われますようお願いいたします。

なお、**更新手続を行わなければ、指定の有効期間満了日経過後、指定の効力が失われ、介護報酬の請求ができなくなります。**また、指定の効力失効後は、事業を再開するにあたっては、改めて新規指定を受ける必要がありますのでご承知ください。

■ 休止中の事業所の指定更新手続きについて

1 再開届の提出について

- **指定基準（人員基準、設備基準）等を満たし、当該事業所で適正な介護保険事業を運営できる状態になった段階で（指定の有効期間満了日までに事業を再開する場合に限る）、**当課に再開届を提出してください。

- 再開届の提出は、事前に予約の上、来庁して行ってください。

予約 は、あらかじめ余裕をもっておとりください。

（再開届に必要な書類）

- ①廃止（休止・再開）届出書（様式第5号）
- ②付表（再開するサービスに対応したもの）
- ③経歴書（参考様式2）
- ④資格証の写し
- ⑤勤務形態一覧表（再開するサービスに対応したもので、再開日から4週間分）
- ⑥運営規程
- ⑦介護給付費の算定にかかる体制状況一覧表（通所介護のみ）
- ⑧変更届出書（様式第4号） ※休止時以降、人員や運営事項に変更がある場合
※休止の内容によって、その他必要書類を求める場合があります。

2 指定更新申請書の提出について

- 上記1により再開届を提出後、指定基準等を満たしたことを前提に、更新申請手続きを行うこととなります。**※指定基準等を満たしていなければ指定の更新を受けられません。**
- 指定更新申請に必要な書類、申請日時等については、別途ご案内いたします。

■ 事業所の廃止手続きについて

○ **事業再開の見込みがないなどにより、事業を継続しない場合**には、当課に廃止届を提出してください。

○ 廃止届の提出は、事前に予約の上（当課更新担当）、来庁して行ってください。
予約は、あらかじめ余裕をもっておとりください。

（廃止届に必要な書類）

① **廃止**（休止・再開）届出書（様式第5号）

② 指定書（原本）

③ 利用者に対する措置状況（任意様式）（注1）

注1 ・ 利用者の個人情報（氏名等）は記載しないでください。

・ 廃止（休止・再開）届出書（様式第5号）の「現にサービス又は支援を受けていた者に対する措置」欄に必要事項を記載できる場合は添付不要。

・ 既に休止届を提出し、その中で利用者に対する措置状況を添付している場合は添付不要。

④ 指定書（原本）を提出できない理由書（注2）

⑤ 法人の印鑑登録証明書（注2）

注2 ④⑤については、指定書（原本）を紛失した等、提出できない場合に必要です。

⑥ 老人居宅生活支援事業廃止等届出書（訪問介護・特養併設ショートのみ）

⑦ 老人デイサービスセンター等廃止等届出書（通所介護・単独ショートのみ）

（留意点）

・ 「利用者に対する措置状況」は、廃止に際し利用者〇人に対して、どこの事業所へ引き継いだのか等記載してください。

・ 補助金等を受け開設した事業を廃止する場合は、当該補助金の精算手続きが必要となる場合があります。